

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 大阪府
農業委員会名： 門真市 農業委員会

I 農業委員会の状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	123	農業就業者数	99	認定農業者	2
自給的農家数	80	女性	36	基本構想水準到達者	3
販売農家数	43	40代以下	27	認定新規就農者	0
主業農家数	2	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	11			集落営農経営	0
副業的農家数	30			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	31	13	-	-	-	44
経営耕地面積	21.37	4.87	4.23	0.64	0	26.24
遊休農地面積	0.26	0	0	0	0	0.26
農地台帳面積	34.03	12.62	-	-	-	46.65

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	9	8			
認定農業者	-	0			
認定農業者に準ずる者	-	1			
女性	-	1			
40代以下	-	1			
中立委員	-	1			
農地利用最適化推進委員			0	0	0

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現状 (令和3年 4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	44 ha	1.78 ha	4.05 %
課題	宅地化の進行により農地が減少しているだけでなく、家族経営の農業者が多く、人手不足のため経営農地の拡大が難しい。また、農業者の高齢化により、担い手が少なく一層厳しい状況にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	集積面積 1.78 ha (うち新規集積面積 0 ha)
	目標設定の考え方: 利用集積を希望する農業者がいないため。
活動計画	市内農業者に対し、認定農業者等の制度周知を行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課題	農業への新規参入希望者が少ない。また、貸付を希望する農地が少ないため、参入が難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.2 ha
活動計画	新規参入希望者がいれば、関係団体と連携しながら、協力・支援を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現状 (令和3年 4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	44 ha	0.26 ha	0.6 %
課題	農地利用が困難な土地(形状・面積など)や、所有者が高齢のため耕作困難な土地であるため、解消が難しい。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	遊休農地の解消 0.13 ha		
	目標設定の 現状の遊休農地面積の50%を解消目標とする。 考え方:		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	9 人	9 月 ~ 10 月	10 月 ~ 3 月
	農地の利用状況調査	調査方法 担当地区の農業委員と事務局で現地調査を実施する。その後、調査結果を取りまとめ、農業委員会で報告する。また、遊休化のおそれのある農地については、文書等で適正管理するように指導する。	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11 月 ~ 12 月	11 月 ~ 12 月	
その他	遊休農地が発生した場合は、農業委員等による指導を実施する。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現状 (令和3年 4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	44 ha	0.01 ha
課題	所有者との連絡が困難な農地への指導。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	利用状況調査により、早期発見に努める。また、すでに現況が農地でない土地については、文書等で原状回復や適正な手続きをするように指導する。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入